**部　　局 ： 教育委員会　　会　　計 ： 一般会計**

**注記（一般会計・教育委員会財務諸表）**

1. **追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①教育委員会の概要

教育委員会では、学校の教育課程・学習指導・生徒指導・進路指導に関すること、公立学校、その他の教育機関の設置・管理・廃止に関すること、教育委員会・学校その他の教育機関の職員の人事に関すること、社会教育の振興に関すること、体育・スポーツの振興に関すること、文化財の保護に関すること、その他、大阪府内の市町村教育委員会に対し、必要な指導・助言を行っています。

　②当該事業に関し説明すべき固有の事項

　　　○学校保健・給食事業

府内で中学校給食を広げるべく市町村への補助金として、平成２３年度から平成２７年度までの５年間で２４，６００百万円を計上しています。

　　　　　○教育振興事業

　　　　　　　　　高等学校等修学奨励費貸付金は、修学資金の貸付という修学者への支援のみならず、償還免除規定を設けることにより、有資格者等、より質の高い人材の確保など修学の成果を地域に還元させることもその目的としております。

よって、貸付金のうち高等学校等修学奨励費貸付金２７０百万円には、こうした施策的な観点から、償還を免除する見込みの金額を含みます。

　　　　　○府立高等学校教育振興事業

　　　　　　　　　高等学校定時制・通信制課程就学奨励費貸付金は、高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者で、経済的理由により著しく就学が困難な勤労青少年に対し、修学奨励のための資金を貸与することにより、修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的としております。

また、施策的な観点から償還免除規定を設けており、貸付金１８百万円には、償還を免除する見込みの金額を含みます。

**２．偶発債務**

（１）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 訴訟内容 |
| 損害賠償請求事件 | 平成22年4月7日、器械体操部の部活動において原告生徒が鉄棒の練習中に鉄棒から落下し、頚椎損傷、第５頚椎脱臼による障害を負い、大阪府は国家賠償法１条１項による賠償責任を負うとして、平成25年2月18日に訴訟が提起された。訴訟係属中であり、損害賠償請求額2億4,765万5,276円。 |